

満3歳から5歳までの利用料が**無償**となります。

入園料、保育料について

【対象者・利用料】

- 幼稚園を利用する満3歳から5歳（小学校就学前）までの子どもの利用料が月額25,700円を上限に無償となります。
- 給食費、通園送迎費、行事費などは、保護者の負担になります。
- 満3歳児は3歳の年齢に達する日から最初の3月31日までの子ども。

預かり保育について

【対象者・利用料】

- 3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子ども（※1）を対象として、利用日数に応じて、月額11,300円（※2）までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。

（※1）市から「保育の必要性の認定」を受けた、**市民税非課税世帯**については、3歳の誕生日から預かり保育の料金が無償となります（月額16,300円が上限額）。

（※2）預かり保育の1か月あたりの上限額は、450円×利用日数または、11,300円（非課税世帯の満3歳児は16,300円）のうち少ない方の額です。

《算定イメージ》

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

- 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。
- 「保育の必要性の認定」の要件については、保護者のいずれもが1カ月に64時間以上の就労をされている場合のほか、産前産後、疾病・障害、介護・看護、求職活動（90日間）、就学があります。

無償化にかかる申請手続きについて

- 無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）」を受ける必要がありますので、次のとおり手続きをお願いします。

■認定等について（施設等利用給付 新1号・新2号・新3号）

施設等利用給付	対象となる児童	認定要件	無償化の対象
新1号	3歳以上 (満3歳・年少・年中・年長)	なし	保育料
新2号	4月1日時点で3歳以上 (年少・年中・年長)	保育の必要性がある	保育料、 預かり保育利用料
新3号	満3歳児 (3歳の誕生日を迎えた後、最初の 3月31日までの間にある子ども)	保育の必要性がある 市民税非課税世帯	保育料、 預かり保育利用料

(1) 提出書類

下表のとおり、必要な書類（○がついているもの）をご提出ください。

お子様の 誕生日 (クラス)	預かり保育 の利用	必要な書類			
		子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第1号)	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第2号・第3号)	保育が必要な事由を証明する書類	世帯の非課税証明書
年少・年中・年長	なし	○	—	—	—
	あり(※1)	—	○	○	—
満3歳児 クラス	なし	○	—	—	—
	あり(※2)	—	○	○	(※3)

- ※1 預かり保育の利用料が無償となるのは、市から「保育の必要性」の認定を受けた場合のみとなります。該当しない場合は、無償化の対象となりません。
- ※2 預かり保育の利用料が無償となるのは、市から「保育の必要性」の認定を受けた場合、かつ市民税が非課税の世帯のみとなります。該当しない場合は、無償化の対象となりません。
- ※3 1月1日に住民票が舞鶴市にあった場合、非課税証明書の添付は不要です。住民票が舞鶴市外にあった場合は、当該住所地での非課税証明書を添付してください。

(2) 提出方法

ご利用中の幼稚園を通して、市へ必要書類を提出してください。

(3) 申請後の流れ

申請後、市が認定通知を発行し、保護者あてに送付します。